令和９年度

勝浦町保育園等

利用申込のてびき

◇令和９年４月１日からの保育園等への利用申込

（現在入園している児童の継続申請も含みます。）

１　申込期間

令和８年１２月４日(金)～令和８年１２月１８日(金)

８時 30 分～17 時 15 分　（土・日除く）

２　申込受付場所

勝浦町役場福祉課

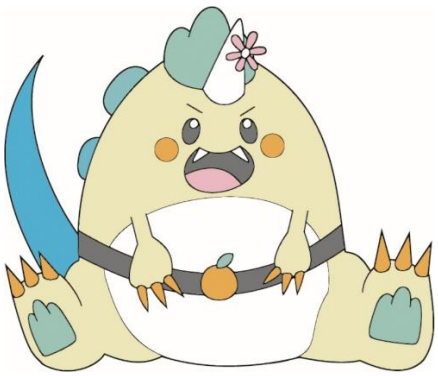

目　次

ページ数

保育園とは・令和９年度保育園等申込手続について　・・・・・・・・・・・・・・・　1

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

施設の利用申込　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

教育・保育給付認定申請及び保育園等の利用申込の受付について　・・・・・・・・　4

教育・保育給付認定証の交付について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

利用調整（入所の決定）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

保育料の軽減について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

入所決定後の注意点について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

慣らし保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

土曜日の保育についてのお願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 記入例　・・・・・・・・・・・・・　9，10

記入上の注意　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

保育園とは

保育園とは，保護者が働いていたり，病気だったり，病人の看護に当たっていたりするなど，いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに，保護者に代わってお子さんの健全な心身の発達をはかることを目的に保育（養護と教育）を行う施設です。

「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」、「友達がいない」、「社会生活を身につけさせたい」などの理由では，入所することはできません。

令和9年度保育園等申込手続について

1　保育園等の利用について

保育園等の利用を希望される方は，利用申込とあわせて，保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請をして『教育・保育給付認定証』の交付を受けなければなりません。

※　『教育・保育給付認定証』とは，保護者が保育園等を利用するにあたって必要となる証明であり，保育の必要性が認められた方への通知書ですので，大切に保管して下さい。

※　『教育・保育給付認定証』の交付を受けても，入所が決定したものではありません。認定を受けることができても入所できない場合があります。

2　保育所(園)等の利用手続きの流れ

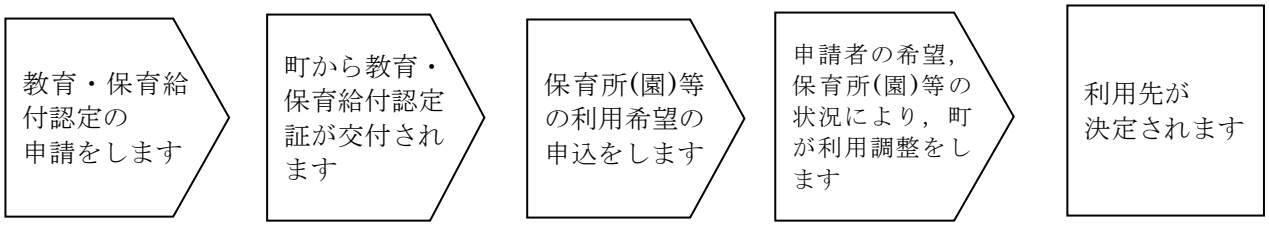

※　支給認定申請と保育園等の利用希望の申込は，**同時**に行うことができます。

保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

1 教育・保育の認定区分

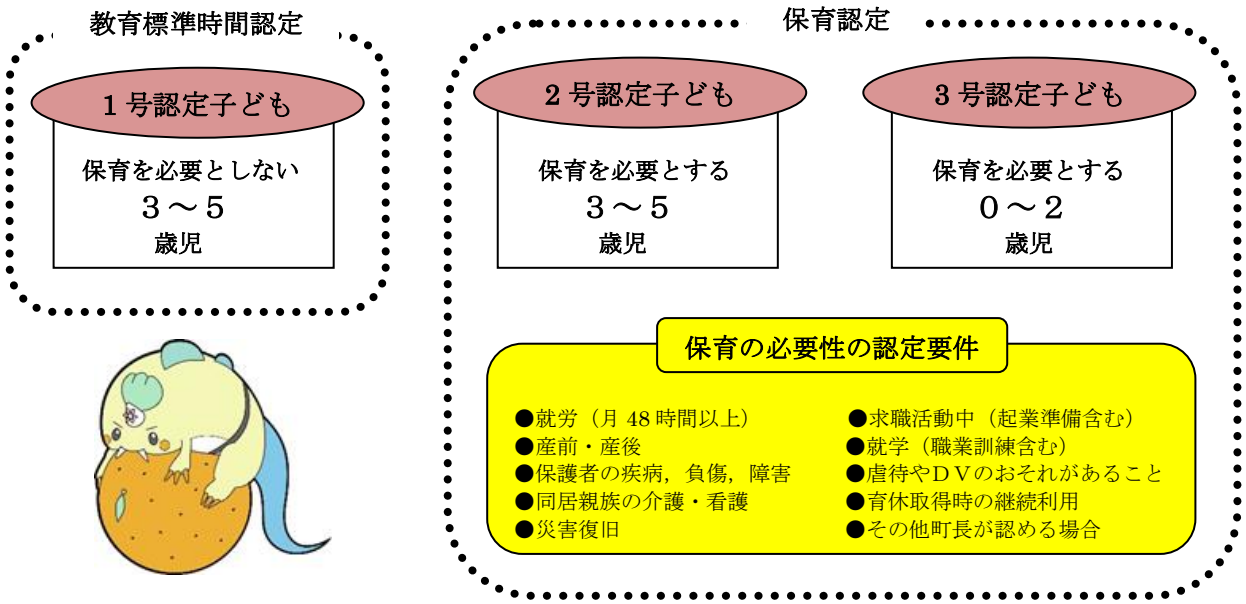

2 保育の必要性の認定要件と有効期間

保育の必要性の認定を受ける保護者は，以下のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは，提出資料に基づき審査をおこないます。

認定要件	有効期間	
	2 号認定	3 号認定
就労（月 48 時間以上）	小学校就学前の始期に達するまで	満 3 歳に達する日の前日まで（※）
疾病・障害		
親族の介護・看護		
災害復旧		
虐待やＤＶの恐れがあること		
妊娠・出産	出産後 8 週が経過する日の翌日が属する月末まで	
求職活動中（起業準備含む）	認定日より 90 日を経過する日の属する月末まで（ただし，有効期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要状況にある場合には，期間を延長することも可能）	
就学（職業訓練含む）	保護者の卒業予定日又は研修予定日が属する月末まで	
育休取得時の継続利用	生まれたお子さんの満 1 歳の誕生日の前日が属する月末まで	
その他町長が認める場合	町長が適当と認める期間	

※満 3 歳に達することによる 3 号認定から 2 号認定への切り替えの手続きは不要です。

【留意点】
・認定要件ごとに**有効期間**が異なりますので，ご注意ください。
・有効期間が過ぎると，保育園等を利用している場合は退所（園）となります。再度，利用を希望する場合は，あらためて「教育・保育給付認定申請」と「入所申込」が必要となります。
・父母等の認定要件が異なる場合，有効期間が短い認定要件での認定となります。

3 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

認定要件によって，保育の必要量に応じて，11 時間までの利用が可能な「保育標準時間」と 8 時間までの利用が可能な「保育短時間」に分けて，認定をおこなうこととされています。
また，通常の保育時間を超えた利用が必要な場合は，延長保育を利用することもできます。



保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大 11 時間	保護者の就労（就学）時間が 120 時間以上／月
		妊娠・出産，災害復旧，虐待・ＤＶなど
保育短時間	最大 8 時間	保護者の就労（就学）時間が 48 時間以上／月以上 120 時間未満／月
		育休取得時の継続利用

※　認定要件が介護・看護，疾病・障害，求職活動の場合は，要する時間や状況により保育の必要量が異なります。
※　認定要件がその他の場合は，保育を必要とする状況に応じて個別に判断します。
※　父母等の保育必要量が異なる場合，保育短時間での認定となります。

施設の利用申込

保育園の利用を希望される方は，利用申込が必要です。教育・保育給付認定を受けられない方は保育園の利用はできません。通常，利用申込は，支給認定の申請と**同時に**おこないます。
入所先の決定に当たっては，保護者の就労状況，家庭状況などをもとに調整しますが，より保育の必要性が高いと考えられる子どもが優先的に保育を利用できるよう調整をおこないます。

※以下は国が示している**優先利用事由**です。

①ひとり親家庭，②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合に限る），③主として生計を維持する者の失業により，就労の必要性が高い場合，④虐待又はＤＶのおそれがあることに該当する場合など，社会的養護が必要な場合，⑤子どもが障害を有する場合，⑥育児休業が終了する場合，⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望される場合，⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
※上記①～⑧のほか，保育士の児童についても優先利用事由であるとされています。

※ただし，この場合でも施設の空き状況等により，希望する施設に入所ができない場合がありますので，あらかじめご了承ください。

教育･保育給付認定申請及び保育園等の利用申込の受付について

1 令和９年４月１日入所の申込み受付

① 受付期間
令和８年１２月４日（金）～令和８年１２月１８日（金）
（土・日は除く）
② 受付場所・日時
勝浦町役場福祉課にて　８時３０分から１７時１５分まで
※新規入所児童は，入所が決まりましたら保育園にて制服の採寸と注文を実施いたしますので，必ずお子様と一緒に保育園へお越しください。
（令和９年４月１日から０歳児クラスの方は対象外です。）

※上記の期間以降も令和９年４月１日入所の利用申込みができますが（受付場所は役場福祉課），上記の期間内に申込みをされた方から優先して利用調整します。

2 年度途中（令和９年５月～）の入所の申込み受付

役場福祉課で受付していますので，利用希望月の前月の 10 日（土，日，祝日の場合はその前の開庁日）までに認定申請及び利用申込をしてください。

なお，年度途中からの利用を希望される場合でも，令和８年１２月４日（金）から申込ができますが，結果については，ご希望月の前月の 20 日以降に通知します。

3 勝浦町外に居住されている方で利用を希望される場合

① 勝浦町へ転入予定の方

勝浦町居住の方と同様に上記のとおり申込をしていただきます。ただし，利用希望日の前日までに勝浦町に転入されることが条件となります。詳しくは，役場福祉課までご相談ください。

② 勝浦町へ転入されない方

利用申込などは，居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。ただし，利用調整につきましては，勝浦町内に在住の方を優先させていただきます。

③ 勝浦町に居住されている方で勝浦町外にある保育園等の利用を希望される場合

勝浦町内に居住されている方が，勤務の都合などにより町外の保育園等の利用を希望される場合は，役場福祉課へ利用申込をしてください。

ただし，希望する保育園等がある市町村の保育園等担当窓口に，申込について事前にご確認ください。

4 申込みに必要なもの

① 教育・保育給付認定申請書　兼　利用申込書　　※申請児童１人につき１部
役場福祉課窓口では通年，配布しています。
② 保育所利用理由調査票
③ 保育の必要性の認定のための書類（同一敷地内に居住の祖父母などを含む）
★の書類は役場福祉課または保育園で配布します。

認定要件	必要書類
就労（会社勤め，自営，内職，農業，漁業など）	就労証明書★ ※育休明けの方は休業中の欄の記載が必要です。
疾病・障害	疾病の証明書★，身体障害者手帳のコピーなど
介護・看護	介護・看護状況申告書★
災害復旧	罹災証明書など
ＤＶなど	保護証明など
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙及び出産予定日の記載ページのコピー）
求職（起業準備）中	求職活動状況申告書★
就学（職業訓練）	学生証，在学証明書または合格通知書など
育休取得時の継続利用	就労証明書（育児休業の欄の記載）★，または育休証明書など
その他	保育を必要とすることを証明する書類

※上記以外にも，保育の必要性の認定において，必要書類の提出をお願いする場合があります。

④ 階層算定のための書類

次の表の左の世帯状況に該当する場合は，右の必要書類を提出してください。

世帯状況	必要書類
令和８年１月１日に勝浦町に住民票がなかった保護者で，個人番号の提出がない場合	令和８年度所得課税証明書 （個人番号の提出がある場合は，個人番号制度の情報連携により住民税が課税されている市町村に課税額を確認します。）
ひとり親家庭の場合	戸籍謄本または，児童扶養手当証書の写し
在宅障害児（者）のいる世帯	交付を受けている手帳等の写し

※上記以外にも，保育料の算定において，必要書類の提出をお願いする場合があります。

⑤ 個人番号について

子ども・子育て支援新制度において，教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に個人番号の記載が必要になります。また，提出時に個人番号を記載されている方全員の番号確認と提出者の方の本人確認が義務付けられているため，お手数ですが，受付時に次の各項目のいずれかの原本を提示するか，コピーを提出してくださいますようよろしくお願いします。

番号確認に必要なもの
- マイナンバーカード
- 個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し

本人確認に必要なもの
- マイナンバーカード
- 運転免許証などの官公庁から発行・発給された写真表示のある身分証明書

なお，写真表示がない身分証明書の場合は，２つ以上の身分証明書（資格確認書，年金手帳など）をご用意願います。

教育・保育給付認定証の交付について

保護者から提出された教育・保育給付認定申請書および保育の必要な事由の証明書などに基づき，町が保育の必要性を判定して，教育・保育給付認定証を交付します。

※教育・保育給付認定証が交付されても，保育所(園)の利用が決まったわけではありません。
認定を受けることはできても入所できない場合もあります。

利用調整(入所の決定)について

入所については，保護者の就労状況，家庭状況などに基づき調整・決定します。４月からの入所については，２月下旬以降に結果を通知します。また，５月以降の途中入所については，ご希望月の前月２０日以降に結果を通知します。

なお，ご希望月に入所できない場合は，「入所保留通知書」を送付します。認定期間中（令和９年度内）申込内容に変更がない場合は，翌月以降も利用調整を行い，入所が決まった方から，順次通知します。

※認定事務が集中するため，審査に時間を要することから，保育の必要性の認定及び利用決定が申請日より 30 日を過ぎることもありますのでご了承ください。

保育料の軽減について

1　保育料完全無償化

令和７年９月から、町の独自施策（県補助金を一部活用）として、所得やお子さまの人数にかかわらず、町に住所を有し、町で保育認定を受けたすべてのお子さまにかかる保育料を無料としています。（ただし、階層区分決定のため、保護者様の住民税等の照会はさせていただきます。）

入所決定後の注意点について

入所が決定した後，各保育園での入所準備会がありますので必ず参加してください。その他以下のことについて，あらかじめご了承ください。

1　保育時間について（平日・土曜日）

保育標準時間認定

通常の保育時間　（ 7 時 00 分～18 時 00 分）

延長保育　（18 時 00 分～19 時 00 分）

保育短時間認定

通常の保育時間　（ 8 時 30 分～16 時 30 分）

延長保育　（ 7 時 00 分～ 8 時 30 分）　（16 時 30 分～19 時 00 分）

2　保育園入所申込事項に変更があった場合について

次のような場合には，すみやかに役場福祉課まで届けてください。

① 世帯の状況が変わったとき
② 転居して住所が変わったとき
③ 勤務状況等が変わったとき
④ 仕事を辞めたとき
⑤ 育児休業を取得するとき
⑥ その他家庭の状況や生計を共にする家族の状況に変化がみられたとき

3　保育園の変更

年度の途中の転園を希望される場合，役場福祉課に申請が必要です。

４　保育園の退所

転居などにより，年度の途中で退所する場合は，速やかに退所届を役場福祉課へ提出してください。用紙は，各保育園または役場福祉課にあります。

５　保育の実施解除

保育実施期間中に認定要件に該当しなくなった場合や，里帰り出産や疾病などで長期（概ね１ヵ月）にわたり通所しない場合は，保育の実施を解除することがあります。

６　食物アレルギーがある場合

食物アレルギーのあるお子さんについては，アレルギーに対応した給食を可能な範囲で提供していますので，医師の意見書，診断書などを入所日までに保育園へご提出ください。

７　台風など自然災害について

台風など自然災害により登園・降園に危険を伴う場合，保育実施が危険と判断された場合には，登園の自粛や早めのお迎えを依頼することがあります。

慣らし保育について

保育園に入所したばかりの頃は，保護者と離れて過ごすことや，慣れない場所で集団で過ごすといった環境の変化に，子どもがとまどいや不安をもつことがあります。

そのため，子どもが保育園での生活に無理なく慣れることを目的としておこなう保育が，「慣らし保育」です。

最初は，1～2 時間の保育から始め，お子さんの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。

早いお迎えをお願いすることとなりますが，お子さんにとっても大切なものですのでご協力ください。

なお，仕事の関係などで，短い時間の保育が不都合な場合には，お子さんの状態をみながら個々に対応させていただきますので，各保育園にご相談ください。

土曜日の保育についてのお願い

お子さんとのふれあいを深めるためにも，土曜日のご家庭での保育にご協力いただけますよう，お願いいたします。

【記入例】教育・保育給付認定（新規・変更・継続）申請書
教育・保育施設・地域型保育利用申込書

年　月　日

必ず提出日を記入

勝浦町長　殿

マイナンバーカード等で確認

令和9年4月1日時点での年齢

次のとおり，施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定申請及び特定教育・保育施設の利用申込をします。

申請児童	フリガナ	カツウラ　タロウ	生年月日	年齢
	氏名	勝浦　太郎	令和●●年●月●日	●●歳
			性別	（男）・女
	住所	〒771-4395 勝浦町大字久国字久保田3番地	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
アレルギーの有無		有・（無）	障害者手帳等の有無	有・（無）
保護者	フリガナ	カツウラ　イチロウ	連絡先 自宅	0885-42-1502
	氏名	勝浦　一郎	携帯（父）	090-1234-5678
			携帯（母）	090-8765-4321
認定者番号		※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい		
保育の希	（有）	保護者の労働又は疾病等の理由により，保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除		

保護者を最初に記入し、同居している親族等の全員について記入

世帯員全員のマイナンバーカード等で確認

有に〇を付けた場合手帳の写し添付

（※）　項を記入してください。

①世帯の

入所する児童からみた続柄

区分	フリガナ 氏名	個人番号	児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校保育所等	市町村民税課税の有無	障がいの有無	同居別居
児童の世帯員	カツウラ イチロウ 勝浦　一郎	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	父	明・大・（昭）・平・令 年 月 日	（男）・女	会社員	（有）・無	有・（無）	（同居）・別居
	カツウラ ハナコ 勝浦　花子	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	母	明・大・（昭）・平・令 年 月	男・（女）	会社員	（有）・無	有・（無）	（同居）・別居
	勝浦　〇〇	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	兄	明・大・昭・（平） 年 月	男・（女）	小学生	有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
	勝浦　☆☆	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	妹	明・大・昭・（平） 年 月 日	男・（女）	保育園児	有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
	勝浦　□□	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	祖父	明・大・（昭）・平・令 年 月 日	（男）・女	農業	（有）・無	有・（無）	（同居）・別居
	勝浦　△△	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	祖母	明・大・（昭）・平・令 年 月 日	男・（女）	農業	有・（無）	有・（無）	（同居）・別居
				明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・		

複数の職業についている場合、主なものを一つ記入

令和8年度市町村民税の課税の有無について記入

生活保護の適用の有無　（適用無し）・　適用有り（　年　月　日保護開始）

該当すれば「適用有り」に〇を記入

就学前までの希望の期間

②利用を希望する期間，希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和９年４月１日から　令和●●年３月３１日まで			
利用を希望する施設名		希望施設名	希望理由	事業所番号＊
	第1希望	勝浦みかん保育園		
	第2希望	勝浦こすもす保育園		

例）家から近いため
通勤経路にあるため
兄弟姉妹が入所しているため

〇　「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。
　＊印の欄は市町村記載欄ですので，記入する必要はありません。
〇　字は楷書ではっきりと書いて下さい。

（表面）

③ 希望する利用曜日・時間

利用曜日	☑月曜 ☑火曜 ☑水曜 ☑木曜 ☑金曜 ☐土曜	利用時間	８：３０から　１７：３０まで

④保育の利用を必要とす

希望する利用曜日に☑を記入

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

	続柄	必要とする理由	備考
保育の利用を必要とする理由	父	☑就労　☐妊娠･出産　☐疾病･障がい　☐介護等　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待・ＤＶ　☐育児休業　☐その他 （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **該当箇所に☑を記入**	
	母	☑就労　☐妊娠･出産　☐疾病･障がい　☐介護等　☐災害復旧 ☐求職活動　☐就学　☐虐待・ＤＶ　☐育児休業　☐その他 （勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） **保護者について、子どもからみた続柄を記入**	
家庭の状況		☐ひとり親家庭　・　☐左記以外	

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市　　世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また，その情報に基づき決定した利用者　　教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

必ず保護者氏名を記入してください

保護者氏名

以下は町記載欄のため記入は不要

＊町記載欄

実保育必要時間	1日あたり平均実保育必要時間	×	1ヶ月あたり平均実保育必要日数	＝	1ヶ月あたり平均実保育必要時間（通勤時間も含む）

受付年月日	年　月　日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 （否とする理由） 年　月　日認定		☐１号　☐２号　☐３号 （☐標　☐短）

支給（入所）の可否	支給(利用)期間
可・否 （否とする理由） 〔☐施設型　☐地域型　☐特例施設型　☐特例地域型〕	自　年　月　日 至　年　月　日

入所施設（事業者）名
☐認定こども園（☐連（☐幼　☐保）　☐幼（☐幼　☐保）　☐保（☐保　☐幼）　☐地（☐幼　☐保）） ☐幼稚園　☐保育所　☐地域型（☐小　☐家　☐居　☐事）

備　考	

＊施設記載欄（施設（事業者）を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	年　月　日

施設（事業者）名	（事業所番号：　）
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（ 契約・内定　（　年　月　日契約（内定））　・　無
備　考	

（裏面）

記　入　上　の　注　意

この教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設・地域型保育利用申込書は，保護者が次の点に注意し記入のうえ，町役場に提出して下さい。なお，その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は，それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

１　「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し，生年月日，年齢（令和8年4月1日時点），住所，個人番号を記入し，「性別」「アレルギーの有無」の欄は該当するものに〇で囲んで下さい。

２　「障害者手帳の有無」の欄は，申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳等）の有無について，該当するものを〇で囲んで下さい。

３　「保護者」欄の（連絡先）については，自宅，携帯の番号を記入して下さい。

４　「認定者番号」の欄は，申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている場合は，当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。

５　①「世帯の状況」の欄は，申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について必要事項を記入するとともに，「性別」，「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」及び「障がいの有無」欄は該当するものを〇で囲んで下さい。また，世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は，当該児童に係る「認定者番号」を「職業・学校保育所等」に記入して下さい。

なお，利用者負担金（保育料）の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。

６　②「利用を希望する期間」の欄は，小学校就学始期に達するまでのうち，施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合は，保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）

７　②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は，希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し，また，その施設（事業者）を希望する理由（例えば，既に兄弟が利用しているため，延長保育（預かり保育）を実施しているため，距離が近いため等）を記入して下さい。

※　裏面の④「保育の利用を必要とする理由等」の欄は，表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入して下さい。

（「無」を〇で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

８　保育の認定基準は，次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は，両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

(1)就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので，その児童の保育ができない場合
（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので，その児童の保育ができない場合
(2)妊娠･出産　児童の保護者が出産の前後のため，その児童の保育ができない場合
(3)疾病･障害　児童の保護者が病気，負傷，心身に障害があったりするので，その児童の保育ができない場合
(4)介護等　児童の家庭に介護が必要な高齢者や，長期にわたる病人，心身に障害のある人，小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり，保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため，その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧　火災や，風水害や，地震などの不幸があり，その家庭を失ったり，破損したため，その復旧の間，児童の保育ができない場合
(6)求職活動　児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため，その児童の保育ができない場合
(7)就学　児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため，その児童の保育ができない場合
(8)虐待やDVのおそれがあること
(9)育児休業取得時中に，既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
(10)その他，上記に類する状態として町長が認める場合

９　④「保育の利用を必要とする理由」の欄は，表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち，両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに，児童を保育できない理由を８の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して，該当する全ての□にチェック（☑）し，かつ，その具体的な状況について，同欄に記入して下さい。なお，(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は(その他)にチェック（☑）し，内容を（　）内に記入して下さい。また，「続柄」の欄について，同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には，備考欄に氏名を記入して下さい。

※　具体的な状況について，例えば，(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等，(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等，(3)では傷病名や治療見込期間，障害の程度等，(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等，(5)では災害の程度・復旧見込み期間等，(6)では求職活動状況等，(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等，(10)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。

10　④「家庭の状況」の欄は，該当する□にチェック（☑）してください。

11　⑤「税情報等の提供に当たっての署名欄」は，署名欄の記載の内容を確認のうえ，保護者氏名を記入して下さい。

（留意事項）

教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については，

・　保育の実施基準に該当しないため，希望する認定が受けられない場合
・　希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
・　保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますから，あらかじめご承知下さい。



保育園等入所についてのご相談は

役場福祉課	42-1502(直)
勝浦こすもす保育園	42-3077
勝浦みかん保育園	42-2246